渋谷区まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成 28 年 3 月 渋谷区企画財政課

目次

第 1 章 まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の基本的考え方	1
第2章 渋谷区の人口:「渋谷区人口ビジョン」	5
第1部 人口の現状分析	5
1 人口の動向分析	5
(1) 総人口の推移	5
(2) 年齢3区分別人口の推移	6
(3) 出生・死亡、転入・転出数の推移	7
(4) 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響	8
(5) 年齢階級別の人口移動の状況	9
(6) 地域別の人口移動の状況	10
(7) 人口構造の状況	11
(8) 世帯の状況	12
(9) 合計特殊出生率と出生数の推移	15
(10)結婚の状況	16
(11)住宅に関する状況	17
(12)雇用や就労等に関する状況	19
(13)分析結果のまとめ	25
2 将来人口の推計と分析	26
(1) 将来人口推計を行うにあたって	26
(2) 既存の将来人口推計	28
(3) 渋谷区の将来人口の独自推計	29
3 人口減少と高齢化が渋谷区に与える人口イメージ	32
第2部 人口の将来展望	33
1 区が目指すべき将来人口の方向性	33
2 人口の将来展望	34
3 まとめ	36
第3章 渋谷区版まち・ひと・しごと創生総合戦略	37
第1部 基本目標とその実現のために	37
1 基本目標	37
2 基本目標の実現のために	38
第2部 基本的方向と具体的施策	40
基本目標1 にぎわいを創出する魅力あるまちづくりの推進	40
◆ 渋谷駅周辺整備	40
◆ インバウンド対策	41
◆ 産業振興	43
◆ 創業支援	44

基本目標2 産みやすく、育てやすく、預けやすい まち 渋谷	45
◆ 保育施設の整備	45
◆ 切れ目のない子育て支援の構築	46
◆ 子どもの貧困対策	50
基本目標3 ダイバーシティ&インクルージョンの推進	51
◆ ダイバーシティとインクルージョンの啓発による意識改革の実現	51
◆ 障害者への支援の推進	53
◆ 多様な世代の社会参加の推進	54
◆ グローバル社会にはばたく子どもの育成	55

第1章 まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の基本的考え方

1 策定の背景

国は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することで、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを今後の重要な課題として捉え、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法(以下、「創生法」という。)を制定しました。

創生法においては、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、「国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること」をはじめとする基本理念が定められています。

また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関して、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し実施する責務を有する、とされ、地方版総合戦略の策定に努めることとしています。

2 策定に向けた課題

国が定めた「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」においては、東京への一極集中を是正し、「地方への新しい人の流れをつくる」ことが求められています。

しかし、平成27年10月に公表された東京都の総合戦略には、「個々人の自発的な「選択」の結果による、都市への「集中」ともいうべきもの」を「個々人の意思に反して政策的に誘導することは困難」であるとしています。

東京の中心に位置する渋谷区においても、区民を地方に移住させる仕組みである日本版CCRC(※)等の施策を推進するには、同様の課題があります。

一方で、国からの方針により、今後の高齢化に対応するため、全ての自治体が「地域包括ケアシステムの構築」を目指しており、地域コミュニティを背景とするネットワークを活用したボランティアなどの介護保険外のサービスの供給により、医療・介護共に持続可能な保険制度としていくことが急務となっています。

そのため、東京圏の自治体も、あらためて地域のコミュニティを再生することが重要となっており、地域住民の定住化を図り、住民と住民とのつながりを深めていくことが、区政の大きな課題となっています。

※ Continuing Care Retirement Community の略。「東京圏をはじめとする高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくり」

3 策定の方針

このような中、それぞれに課題を抱える東京と地方が、これまで以上に連携しながら共に発展していくことが望ましいと考えられ、地方創生に係る東京圏の役割は、その活力を失わず、国全体を牽引する役割を、今後も長く続けていくことができるような施策を展開していくことが重要です。

この点は、国も、「地方創生は、地方と東京圏を対立構造と考えるものではなく、東京圏の人口集中・過密化の是正は、東京圏が抱える課題の解決につながるものである。東京圏は、日本の成長のエンジンとしての重要性は変わらず、今後は世界をリードする「国際都市」として発展していくことを期待する。」とし、東京圏の役割を明確にしています。

都の総合戦略においても、「東京と他の地域が、それぞれの持つ魅力を高め、互いに協力 し合うことにより、共に栄え、成長する」ことを目指し、「その結果として日本全体の持続 的発展につなげていく」という考え方が示されておりますが、渋谷区としても、東京圏の中 心都市として果たすべき役割を意識しながら、地域との連携をさらに深めて、活力ある地域 づくりに力を入れていく方向性を基本としてまいります。

一方、「渋谷区人口ビジョン」においても明らかにしていますが、いずれは、国全体の人口減少により、渋谷区の現在の人口増を支えている転入超過の状況は変化を余儀なくされることが予想されます。

したがって、今後どの程度の人口を確保していくことが、区民生活の安全・安心を保ち豊かな生活を継続するために必要であるのか、また、それをどのようにすれば実現することができるのかを検証しながら、総合戦略を考えていくことが重要となります。

また、現在渋谷区では、「渋谷区基本構想」の改定と「渋谷区長期基本計画」の策定を行っているところであり、今後策定された内容と整合性を取ることも必要となります。

渋谷区は、このような基本的考え方に基づき、今後の渋谷区のあり方を見据えた5年間の計画として、「渋谷区版まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、渋谷区版総合戦略という。)を策定いたしました。

渋谷区まち・ひと・しごと

創生総合戦略 策定方針

策定 意義

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけ るとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地 域で住みよい環境を確保して、将来にわたって、活力ある日本社 会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合 的かつ計画的に実施する。



国の基本方針

人口減少克服 及び地方創生

具体的 作業

地方がそれぞれの特性を客観的データに基づいて把握した上で、 産官学金労言などの協力や参画の下、具体性のある計画の策定と共に、 数値目標及び重要業績評価指標(KPI)の設定により、施策の効果検 証を行う。(PDCAサイクルの確立)

「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改定版」基本目標(平成27年12月24日 閣議決定)

- 1 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的な取組 (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築
- (ウ) 農林水産業の成長産業化 (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 2 地方への新しいひとの流れをつくる
- (ア) 政府関係機関の地方移転(イ)企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大(ウ)地方移住の推進
- 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - (ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進(イ) 若い世代の経済的安定(ウ) 出産・子育て支援
 - (工) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等
- 4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する
 - (ア) まちづくり・地域連携 (イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
 - (ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応(エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保
 - (オ) ふるさとづくりの推進

渋谷区の 策定方針

策定方針

- 渋谷区のクリエイティブな都市としての魅力を活かした施策を展開し ていく。
- 国が東京圏に求める「日本の成長のエンジン」としての役割を果たし つつ、これまでも取り組んできた地方との連携は、今後も深めていく。
- 平成28年度に策定する渋谷区基本構想と長期基本計画との矛 盾がないように策定することとし、今後、必要に応じて戦略内容を見

基本目標1

にぎわいを創出する 魅力あるまちづくりの 推進

基本的方向

○ 都市としての機能を向上させ、魅力を生み出 し続けることで、国際都市としてのさらなる発 展を目指す。

重点対策

- ◆ 渋谷駅周辺整備
- ◆ インバウンド対策
- ◆ 産業振興
- ◆ 創業支援

具体的施策

- ◇ 渋谷駅周辺地域の基盤整備
- ◇ オリンピック・パラリンピックを契機とした渋谷区の発展
- ◇ コミュニティ F Mを活用した地域における連携・連帯の醸成
- ◇オウンドメディア戦略の策定
- ◇ 歩行者天国等のにぎわい・交流事業の実施に向けた検討
- ◇ 商店会の振興
- ◇ 創業支援制度・融資の充実

基本目標2

産みやすく、 育てやすく、 預けやすいまち渋谷

基本的方向

○ 合計特殊出生率を継続して上げていくために、 子育ての過程を切れ目なく支援することによ り、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会 の一員として成長することができる環境を整 備する。

重点対策

- ◆ 保育施設の整備
- ◆ 切れ目のない子育て支援 の構築
- ◆ 子どもの貧困対策

具体的施策

- ◇ 保育施設の整備
- ◇ 多様な子育てサービスの充実
- ◇ 子育てを楽しめる環境づくり
- ◇ 児童青少年センター複合施設の整備
- ◇ 産前産後の心身健康サポート
- ◇ 子どもの学習支援
- ◇ 子どもの生活向上のための居場所づくり

基本目標3

ダイバーシティ・ インクルージョンの 推進

基本的方向

国籍・年齢・性別・障害等で区別するこ となく、多様な人々が活躍できる環境を整備 し、互いを理解し受け入れるための意識改革 の実現に資する施策を推進することで、まち を活性化する。

重点対策

- ◆ ダイバーシティとインクルージョンの 啓発による意識改革の実現
- ◆ 障害者への支援の推進
- ◆ 多様な世代の社会参加の推進
- ◆ グローバル社会にはばたく子ども の育成

具体的施策

- ◇ 地域における支え合い・こころのバリアフリー
- ◇ 男女平等・多様性社会の推進事業
- ◇ 障害者スポーツ振興
- ◇ 障害者等への地域生活支援策の充実
- ◇ 離職者対策事業~しぶやビッテ~
- ◇ 社会活動への参加促進
- ◇ 子どもの国際交流の推進

第2章 渋谷区の人口:「渋谷区人口ビジョン」

第1部 人口の現状分析

創生法第 10 条に基づく区市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定については、各地方公共団体における人口の現状と将来の展望を示す「地方人口ビジョン」を踏まえた上で、それぞれの地域の実情に応じながら、策定することとなっています。(平成 26 年 12 月 27 日付 閣副第 979 号)

まず、渋谷区版総合戦略に盛り込むべき施策の検討材料を得ることを目的として、渋谷区の過去から現在に至る人口の推移を把握し、人口の動向分析を行います。

1 人口の動向分析

(1) 総人口の推移



〇 渋谷区の人口は、近年増加傾向にある。

渋谷区では、戦後人口が急増し 1965 年(昭和 40 年) にピークとなった後減少を続けていましたが、1995 年(平成 7 年) を底に増加に転じて以降、2015年(平成 27 年) 3月末現在も増加傾向にあります。

2015年は、2015年3月末日住民基本台帳登録者数(日本人+外国人)

i 2010年まで 国勢調査

(2) 年齢3区分別人口の推移



○ 各年齢区分とも増加傾向にある。

15 歳未満人口および 15~64 歳人口は、1980 年代後半~1990 年代前半のいわゆるバブル経済期に減少しましたが、現在では増加傾向にあります。

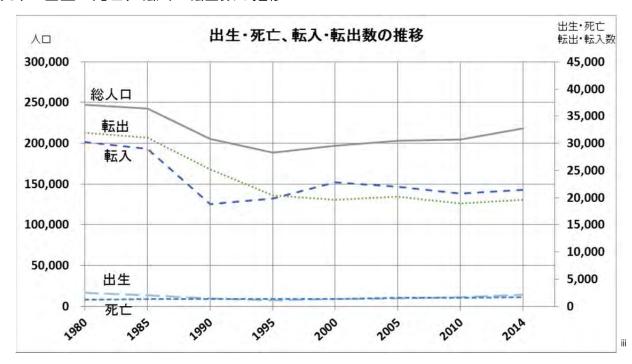
一方、65歳以上人口は、一貫して増加を続けていることがわかります。

なお、高齢化率は、2015 年(平成 27 年) においても 19.1%であり、全国の平均割合である 26.0%を大きく下回っています。

2015年は、2015年3月末日住民基本台帳登録者数(日本人+外国人)

ii 2010 年まで 国勢調査

(3) 出生・死亡、転入・転出数の推移



○ 転入が転出を上回っている。出生と死亡は均衡している。

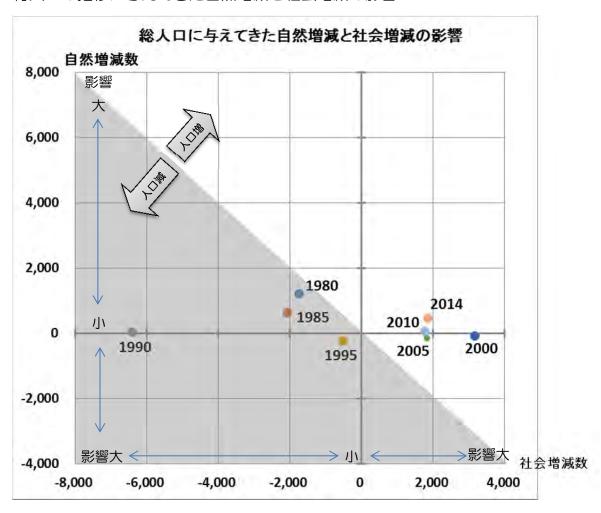
渋谷区においては、2000 年度(平成 12 年度)以降、自然増減数(出生-死亡)に比べ、社会増減数(転入-転出)が一貫して多くなっており、自然増減よりも社会増減が総人口に大きな影響を持っていることがわかります。

また、転出数は減少傾向にあり、長期的には定住傾向が強まっていることが見て取れます。一方出生・死亡数は横ばい傾向にあります。

7

iii 区勢概要 年度での集計による

(4) 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響



~グラフの見方~

出生一死亡 • • 自然增減数 縦軸 転入一転出 • • • 社会增減数 横軸

○ 渋谷区の総人口には、社会増減が大きく影響してきた。

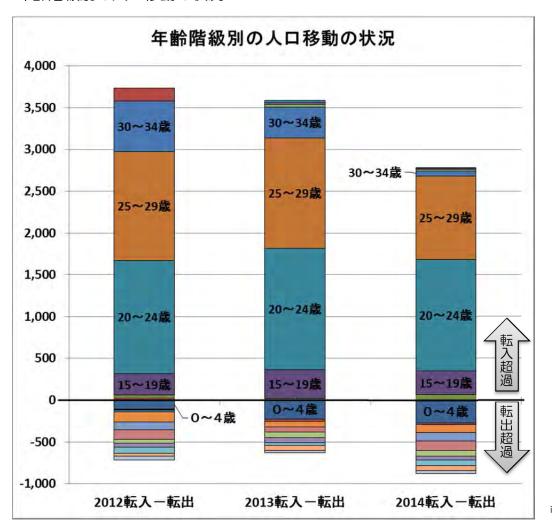
(3)において示した、自然増減数、社会増減数が、総人口の推移にどのように影響を与えてきたのかを、別のグラフで分析します。

縦軸にとった自然増減数は、各年とも0に近い配置になっていることから、自然増減が 渋谷区人口に与える影響は各年とも小さなものとなっています。

一方、横軸にとった社会増減数は、各年とも大きく変化しています。

1995年度(平成7年度)を底に人口が増加に転じて以降は、社会増(転入が転出を上回っている)となっていることから、近年の人口増加は、転入超過によるものであることが分かります。

(5) 年齢階級別の人口移動の状況



○ 主に15歳~34歳人口が転入超過となっている。

社会増減について年齢階級別に分析しますと、2012年から2014年(平成24年~26年)のデータでは、主に15歳~34歳の転入超過が、近年の人口増の主な要因となっていることが分かります。

(参考) O-4 歳人口の転出超過数が増加傾向にあります。

出生数が増加していることから、O-4 歳人口は増加していますが、転出入の今後の動向に注視が必要です。

	1月1日の0-4歳人口	0-4歳の転出超過数	転出超過数の割合
2012年	7178	108	1.5%
2013年	7856	225	2.9%
2014年	8169	277	3.4%

(平成25年7月8日以降は、日本の国籍を有しない者についても本報告の対象)

iv 住民基本台帳人口移動報告(総務省統計局)

v 1月1日人口は住民基本台帳 2012年は日本人のみ 2013年、2014年は日本人+外国人

(6) 地域別の人口移動の状況



〇 他の道府県からの人口流入が大きい。

続いて、社会増減について、東京都特別区と、特別区以外の東京都内自治体、東京都内 以外の各道府県の自治体に分けて、人口移動の状況を分析したところ、渋谷区への流入人 口の多くは、道府県からの流入が大きな割合を占めています。

特別区以外の東京都内自治体は、割合は少ないですが、転入超過が続いています。一方特別区間の移動も大きな割合を占めていますが、人口移動の状況が年によって違っており、一定の傾向はみられません。

渋谷区への転入超過の自治体

順位 転入元 横 浜 市 1 2 新 宿 区 府 中 市 3 4 福 出 市 5 Ш 崎 市 6 町 田 市 7 大 阪 市 区 8 島 9 船 市 10 さいたま市

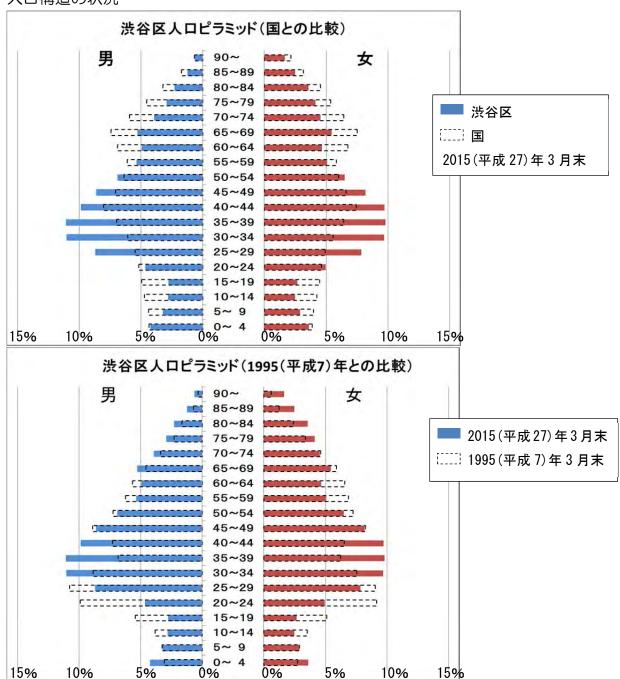
渋谷区から転出超過の自治体 *i

順位	j	転出先	;
1	担	田谷	区
2	世杉	並	区
3	田	黒	区 区
4	嗢	Ш	区
5	千	代 田	区
6	板	橋	区
7	板 台	東	区
8	狛	江	市
9	墨	田	区
10	北		区

vi 住民基本台帳人口移動報告

vii 2014年(平成 26年)住民基本台帳人口移動報告

(7) 人口構造の状況 ▽□



○ 人口構造は、国全体と比較して、少子化傾向が強く高齢化傾向は弱い。また、生産年齢 人口の割合が大きい。

1995 (平成7) 年から、10~29 歳の割合が減少、30~44 歳の割合が増加。

国と比較して、5~19歳と、55歳以上の割合は少なくなっています。一方、25~54歳の割合は大きくなっています。

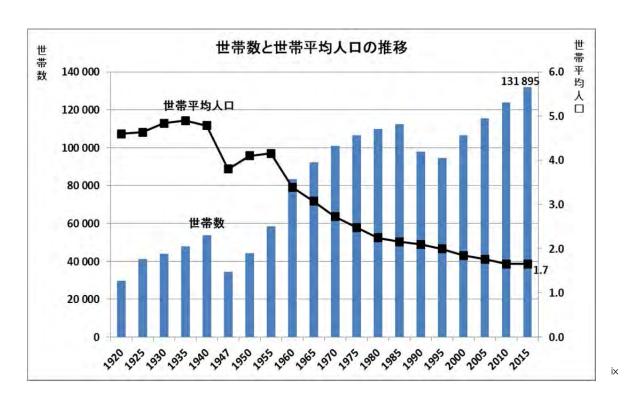
1995 (平成7) 年と比較すると、10~29 歳の割合が減少した一方、0~4歳や、30~44歳、75歳以上の割合が増加しています。

viii 渋谷区 2015年3月末日住民基本台帳登録者数(日本人+外国人) 1995年3月末日住民基本台帳登録者数(日本人のみ)

国 総務局統計局人口推計 平成27年4月報

(8) 世帯の状況

① 世帯数の推移



○ 世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人口は減少傾向にある。

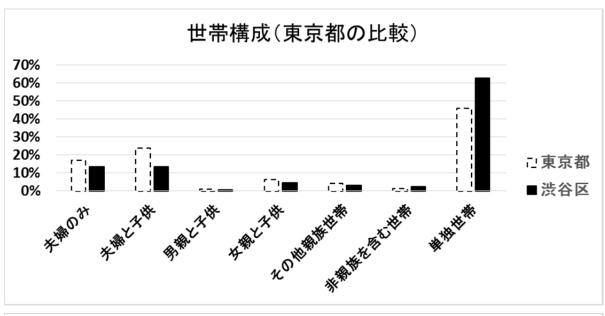
渋谷区の人口は、1965年(昭和40年)から1995年(平成7年)まで減少していますが、世帯数については、1985年(昭和60年)までは増加しており、その期間の世帯平均人口は減少しています。

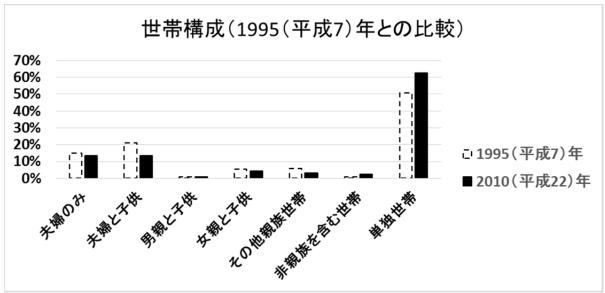
その後世帯数は、1995年(平成7年)までの人口減少に伴い減少し、また増加に転じていますが、一貫して世帯平均人口は減少しており、2015年(平成27年)の世帯平均人口は、1.7人となりました。

2015年は、2015年3月末日住民基本台帳(日本人+外国人)

ix 2010 年まで 国勢調査

② 世帯構成 ×





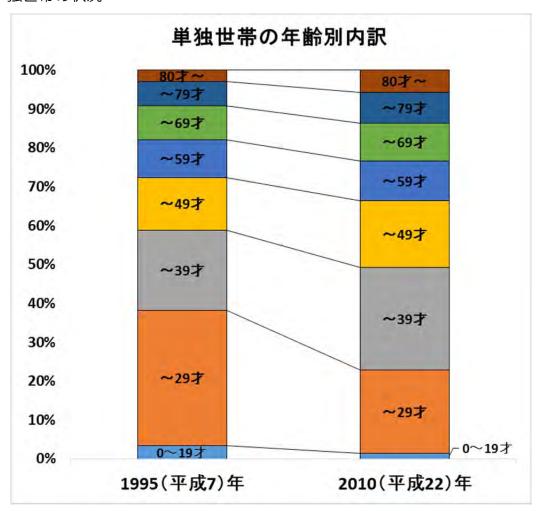
〇 東京都と比較して、単独世帯が多い。また 1995 年(平成7年)と比較して単独世帯が増加している。

東京都の世帯構成との比較をしてみますと、単独世帯が63%と17ポイント高くなっており、渋谷区の大きな特徴となっています。

また、1995年(平成7年)と比較して、単独世帯が増加するとともに、夫婦のみ世帯、夫婦と子供からなる世帯が減少しています。

x 国勢調査

③ 単独世帯の状況 ×i



〇 1995年(平成7年)と比較して、20代の単独世帯の割合が減少、30代以上の割合が増加している。

渋谷区の大きな特徴である単独世帯の年齢別の割合を、1995年(平成7年)と比較すると、20代までの単独世帯の割合が減少する一方、30代以上はどの年代においても増加しています。

xi 国勢調査

(9) 合計特殊出生率と出生数の推移 ***



○ 合計特殊出生率は、上昇している。

合計特殊出生率とは、「一人の女性がその年次の出生率で一生の間に産む平均子ども数」 のことをいいます。

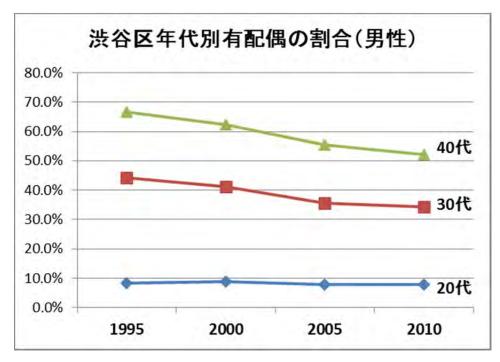
渋谷区の合計特殊出生率は、全国や都に比較して低い水準で推移しているものの、過去10年間(2005~2014年)で0.32ポイント上昇し、強い回復傾向を示しています。

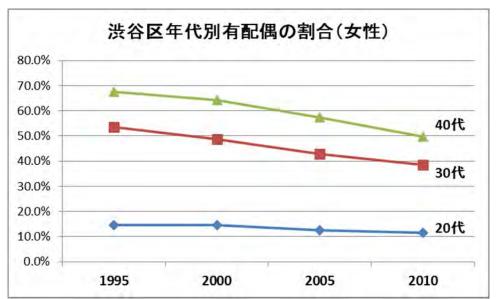
全国の合計特殊出生率:厚生労働省 人口動態統計

東京都・渋谷区の合計特殊出生率:東京都福祉保健局 人口動態統計年報

xii 出生数:渋谷区保健所事業概要

(10) 結婚の状況





○ 男女とも、30代、40代の配偶者のいる人の割合が低下している。

次に、主に子育てをする世代である20代~40代について、配偶者のいる人の割合の推移を確認します。

xiii

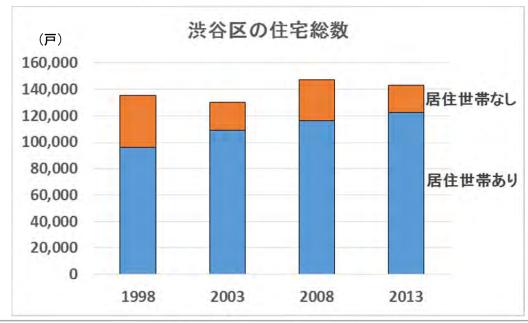
男性・女性とも、30代・40代では、割合は低下傾向にあり、20代は、ほぼ横ばいで推移しています。

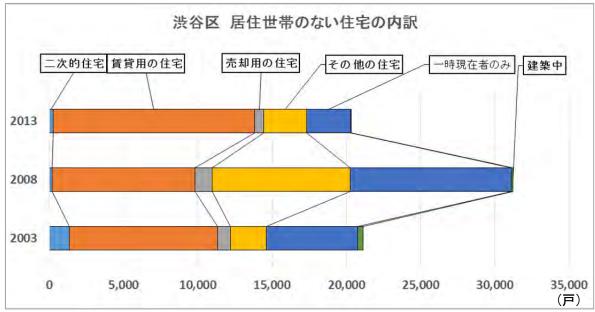
16

xiii 国勢調査

(11) 住宅に関する状況

① 住宅総数と居住世帯のない住宅数の推移 xiv





○ 渋谷区の住宅総数は増加傾向にあり、居住世帯なし住宅の内訳は、賃貸用住宅が大多数を占める。

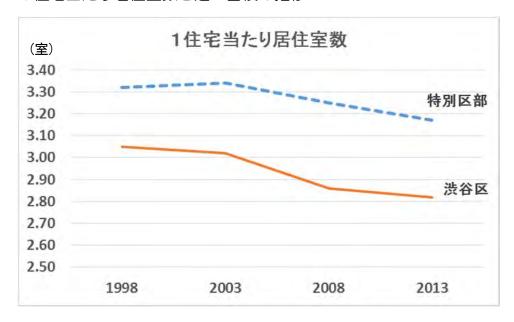
渋谷区の住宅総数は、1998年(平成10年)と比べて増加しており、居住世帯なしの住宅は、減少傾向にあります。また、居住世帯なし住宅では、賃貸用住宅の割合が大きく、2008年(平成20年)と比べて、その他の住宅(※)の割合が、大きく減少しています。

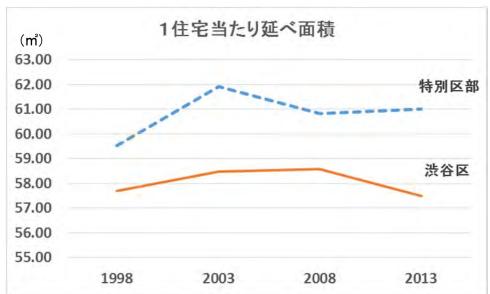
※ 「その他の住宅」とは賃貸又は売却の予定がなく、別荘等でもない空き家であり、転勤・ 入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊 すことになっている住宅などが含まれる。

-

xiv 住宅·土地統計調査

② 1住宅当たり居住室数と延べ面積の推移 **





○ 1 住宅当たりの居住室数は減少傾向にあり、延べ面積は横ばい傾向にある。

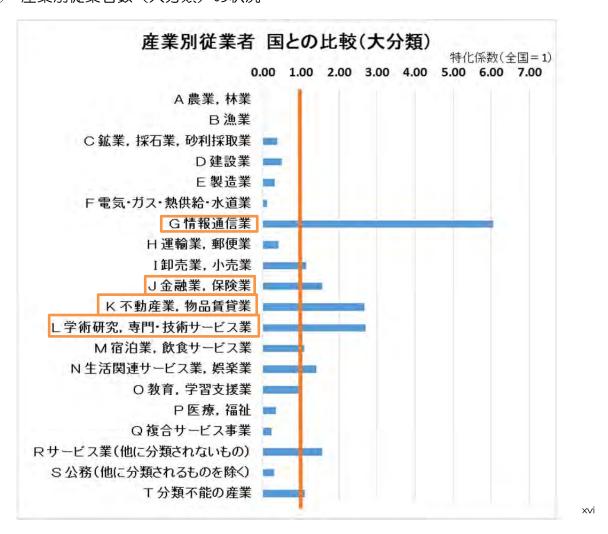
1 住宅当たりの居住室数は、特別区部全体と比べて、一貫して O.3 室程度少ない状態で推移しており、特別区部全体と同様に減少傾向にあります。

1 住宅当たりの延べ面積も、特別区全体と比べて少なく、大きな変化はありません。

xv 住宅·土地統計調査

(12) 雇用や就労等に関する状況

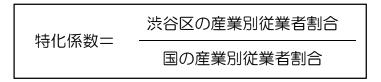
① 産業別従業者数(大分類)の状況



○ 渋谷区の産業は、情報通信業が集積している。

渋谷区において、雇用の場を提供している産業や、相対的に特化している産業を把握するための分析を行います。

まず、「特化係数」を用いて、国と渋谷区を比較します。



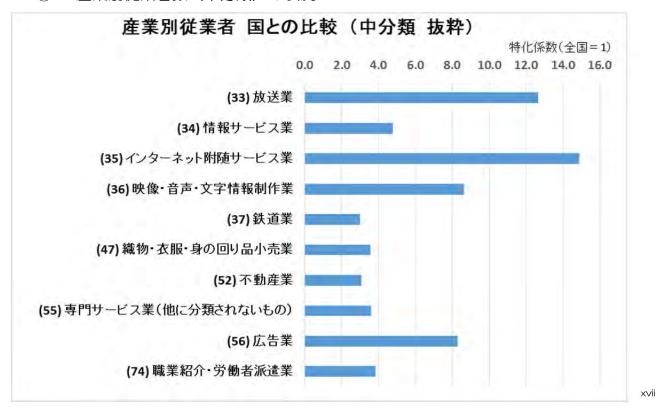
国勢調査の「従業地による産業(大分類)」別にみると、渋谷区の産業は、特に「情報通信業」が集積していることが分かります。

また、「不動産・物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「金融業、保険業」についても集積傾向にあります。

-

xvi 2010 年国勢調査

② 産業別従業者数(中分類)の状況



○ 渋谷区の産業は、「情報通信業」の他、「広告業」も集積している。

「鉄道業」「織物・衣服・身の回り品小売業」「不動産業」「職業紹介・労働者派遣業」等 も集積傾向にある。

国勢調査の「従業地による産業(中分類)」別にみると、特化係数が3を超えている産業は、上記のグラフの通りとなります。

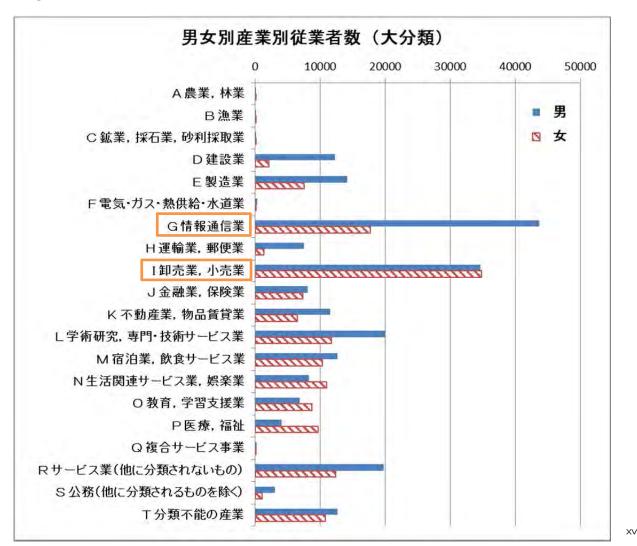
前ページの「情報通信業」に分類される「放送業」「情報サービス業」「インターネット付随サービス業」「映像・音声・文字情報制作業」が集積していることが分かります。また、「広告業」は特化係数が8を超え、集積傾向が強いことが分かります。

その他、「鉄道業」「織物・衣服・身の回り品小売業」「不動産業」「職業紹介・労働者派遣業」等も集積傾向にあります。

20

xvii 2010 年国勢調査

③ 産業別従業者数 大分類・男女別の状況



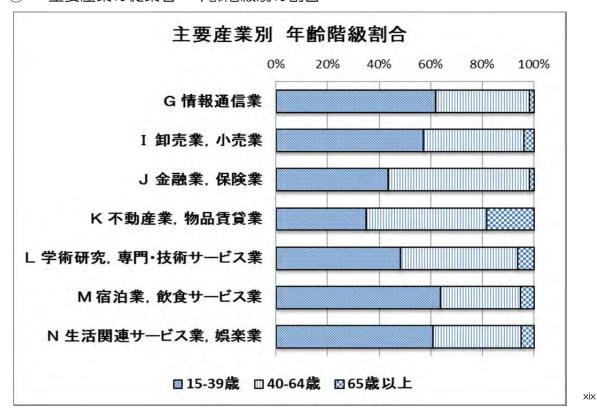
O 従業者数は、男性では「情報通信業」、女性では、「卸売業、小売業」が最も多い。 次に、産業別従業者数を男女別に分析します。

渋谷区の男女別産業別従業者数では、男性では「情報通信業」、続いて「卸売業、小売業」が多く、女性では、「卸売業、小売業」が最も多くなっています。

21

xviii 2010 年国勢調査

④ 主要産業の従業者 年齢階級別の割合



〇 従業者数の多い情報通信産業及び卸売、小売りの従業者は、15歳から39歳の割合が多い。また、65歳以上の従業者数が多いのは、不動産業、物品賃貸業である。

前ページで確認した主要産業について、年齢階級別の割合を確認します。

情報通信業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業は、15-39歳の割合が多くなっています。

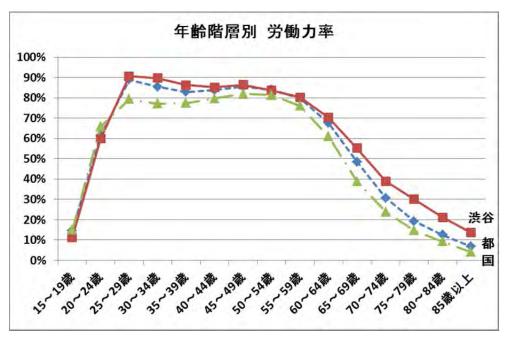
一方、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業は、 40歳-64歳の割合が多くなっています。

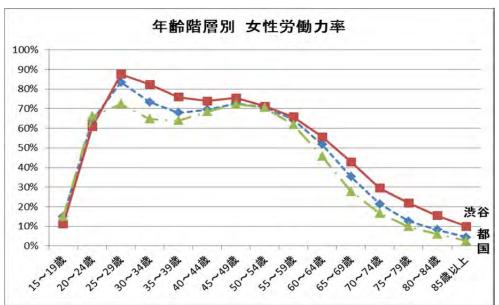
不動産業、物品賃貸業は、65歳以上の割合が大きいのも特徴です。

...

xix 2010 年国勢調査

⑤ 労働力率の状況 ×





○ 全国や都平均に比較して労働力率は高い傾向にあり、全国・都同様に 25 歳~44 歳 層の結婚・出産に伴う女性労働力率の低下(M字カーブ)傾向が見られる。

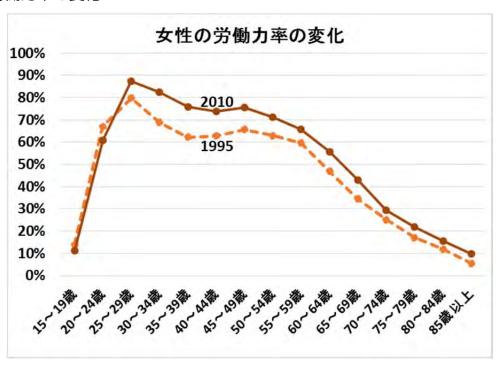
渋谷区民の労働力率と女性労働力率を、国・都のデータと比較して分析します。

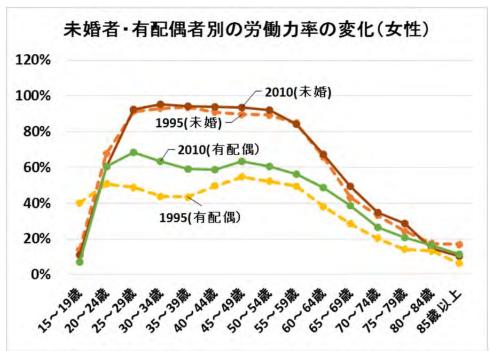
労働力人口(就業者数+完全失業者数) 労働力率= 15歳以上人口(労働力状態 不詳を除く)

労働力率は、全国より高い数値である都と比較しても高い傾向となっており、特に 65歳以上の労働力が高くなっています。女性労働力率では、特に 25歳から 49歳まで高い数値を示しております。また、全国・都と同様に、25歳から 44歳層は、結婚・出産に伴い低下(M字カーブ)傾向にあります。

xx 2010 年国勢調査

⑥ 女性労働力率の変化 ××i





O 女性の労働力率は上昇している。女性の有配偶者の労働力率は大きく上昇している。 渋谷区民の女性労働力率は1995年(平成7年)と比較して、上昇していることが分 かります。

また、未婚者と有配偶者を分けて分析すると、未婚者の労働力率には大きな変化は見られませんが、有配偶者の労働力率は大きく上昇しています。

xxi 国勢調査

(13) 分析結果のまとめ

- 渋谷区の人口は戦後急増し 1965 年にピークを付けた後減少を続けていましたが、 1995 年を底に増加に転じて以降、現在も増加傾向にあります。
- 15歳未満、15~64歳、65歳以上人口とも、増加傾向にあります。
- 渋谷区の人口変動は、社会増減が主な要因となっています。
- 近年では、15歳から34歳人口の転入超過が大きな特徴となっています。
- 道府県および特別区を除く都内自治体からの転入超過傾向にあります。
- 人口構造は、国全体と比較して、少子化傾向が強く高齢化傾向は弱くなっています。また生産年齢人口の割合が大きくなっています。
- 世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人口は減少傾向にあります。 都と比較して、単独世帯の割合が高くなっており、その割合は増加傾向にあります。
- 合計特殊出生率と出生数は上昇傾向が続いています。
- 渋谷区の住宅総数は増加傾向にあり、居住世帯なし住宅の内訳は、賃貸用住宅が大多数 を占めています。
- 産業は、「情報通信業」が集積しています。
- 従業者数は、男性では「情報通信業」、女性では、「卸売業、小売業」が最も多くなっています。
- 国・都全体と比較して、労働力率は高い傾向にあり、国・都と同様に 25 歳~44 歳層 の結婚出産に伴う女性労働力率の低下(M字カーブ)傾向が見られます。
- O 女性の労働力率は上昇しています。また有配偶の女性の労働力率は大きく上昇しています。 す。

2 将来人口の推計と分析

(1) 将来人口推計を行うにあたって

〇 人口変動の三要素

人口変動に影響を与える要素は、3つあります。

出生、死亡、そして移動です。

そして移動は、転入と転出に分けることができます。

将来人口は、これらの3要素についてそれぞれ将来の仮定値を置き、推計します。

〇 将来人口推計を行う方法

「コーホート要因法」という方法で推計を行うことが一般的です。

これは、基本的な属性である男女・年齢別のある年の人口を基準として、出生・死亡・ 移動に関する将来の仮定値を当てはめて将来人口を推計する方法です。

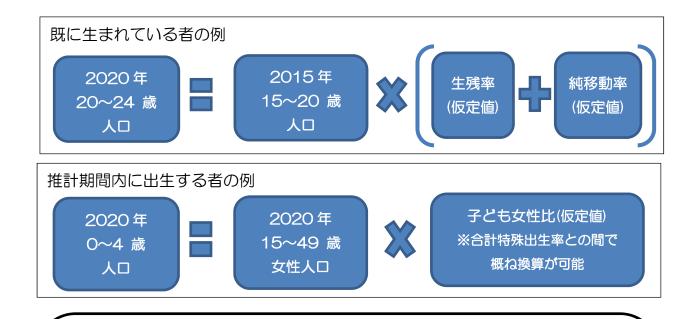
代表的な将来人口推計である国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)の「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」において採用されているのもコーホート要因法の一種です。

○ 出生・死亡・移動に関する将来の仮定値には、下記があげられます。

人口変動の 三要素	仮定値	説明
出生	子ども 女性比	15~49 歳女性人口に対する O~4 歳人口の比 ※一定の換算式により、合計特殊出生率との間で概ね換算 が可能のため、本稿では合計特殊出生率を仮定値として示 す。
	出生 性比	O~4 歳の人口について、女性の数に対する男性の数の比 を、女性の数を 100 とした指数で表したもの
死亡	生残率	ある年齢×歳の人口が、5年後にx+5歳になるまで死亡しない確率。1-死亡率
移動	純移動率	転出入による人口の増減率 ある期間の男女年齢別純移動数を分子、当該期間の男女年 齢別期首人口を分母として算出

〇 将来人口の具体的な推計方法

「コーホート要因法」では前述の仮定値を用いて、下記の例のように将来人口の推計を行います。



(参考) コーホート変化率法 (出典:厚生労働省 HP)

過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき、男女・年齢 別の将来人口を推計する方法です。

推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去や将来に特殊な人口変動がない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることもあります。

(2) 既存の将来人口推計

渋谷区の既存の将来人口推計としては、主に

- ① 社人研による「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」
- ② 日本創成会議の全国市区町村別将来推計人口(平成26年5月8日公表)
- ③ 東京都による「東京都男女年齢別人口の予測」(平成25年3月25日公表)
- ④ 渋谷区の「第6期渋谷区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(以下、「高齢者計画」という。)の将来人口推計(平成27年4月1日公表)があります。

それぞれの将来人口推計の特徴および仮定値は以下の通りです。

)
推訂	計団体	社人研	日本創成会議	東京都	渋谷区
					(高齢者計画)
基	準年		2010年		2013年(9月)
基準	隼人口		国勢調査		住民基本台帳
推記	計方法		コーホート要因	法	コーホート変化率法
+4±≡	+#DBB	20年	(2010 キで)	25年	10年
推言	計期間	30 4 ((2040 まで)	(2035まで)	(2025まで)
	出生	合計特殊出生率 は 0.79 まで低下 ※子ども女性比を換算した場合		2010年国勢調 査の子ども女性比 を基に、社人研推計 の全国の増減を用 いて設定	_
仮	死亡	2005^	_		
値	移動	純移動率は、 今後、全域的 に縮小する と仮定	全国の移動総数が、 社人研の 2010~ 2015 年の推計値 から縮小せずに、推 移すると仮定	全国の将来人口の 減少と、住民基本台 帳ベースの 2005 年⇒2010 年の人 口増減の動向を反 映して設定	_

(3) 渋谷区の将来人口の独自推計

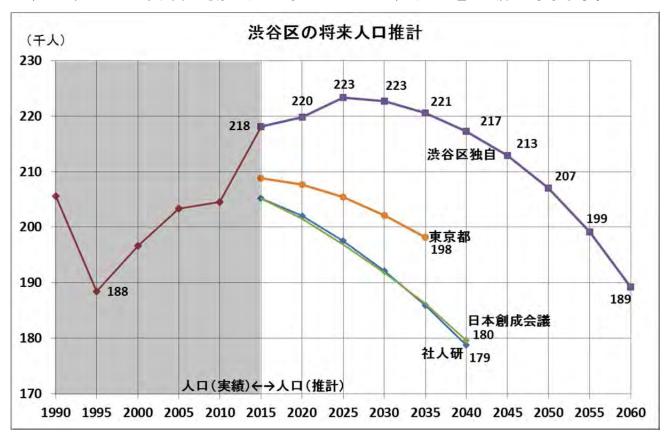
① 独自集計のための条件と推計結果

平成26年12月27日付閣副第979号「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について(通知)」において、地方人口ビジョンの対象期間は、2060年までを基本とするとしています。

そこで(2)で確認した既存の将来人口推計をふまえつつ、2060年までの将来人口について、独自推計を行います。推計のため、人口変動の3要素(出生・死亡・移動)について、下記のような条件設定を行います。

推	渋谷区 2020~2025		渋谷区 2030~2060
星	準年		2025年
基	隼人口	人口 高齢者計画の推計	
仮常	出生	高齢者計画の推計人口	2014 年の合計特殊出生率 <u>1.02で推移</u>
定値	死亡 移動		社人研仮定値 ^{××ii} (移動率は今後全域的に縮小すると仮定)

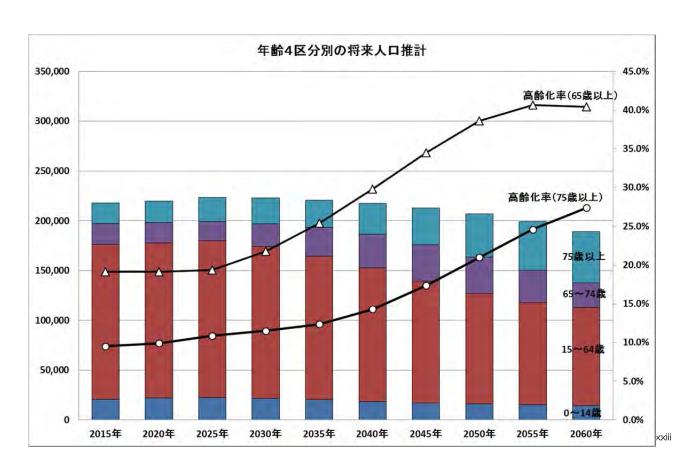
結果は下記のグラフのとおりとなりますが、2025年から総人口は減少に転じ、2060年には、1965年以降の最少人口であった1995年人口と近い人数となります。



xxii 第6期高齢者保健福祉計画において、「国立社会保障・人口問題研究所等の推計値を踏まえ、長期的には人口は減少傾向となり、高齢化率は増加傾向になる」としていることから、社人研仮定値を採用する。

② 将来人口推計の分析

(3)で示した将来人口推計を、年齢区分別に、0~14歳、15~64歳、65~74歳、75歳以上の4区分に分け表したのが下記のグラフです。



年	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
総人口(千人)	218	220	223	223	221	217	213	207	199	189
高齢化率(65歳以上)	19.1%	19.1%	19.3%	21.7%	25.4%	29.8%	34.5%	38.6%	40.7%	40.4%
高齢化率(75歳以上)	9.5%	9.9%	10.9%	11.5%	12.4%	14.3%	17.4%	21.0%	24.6%	27.4%

これらの分析から、渋谷区においては、これから10年間は、総人口の微増傾向がありつつも、75歳以上の人口が増加し始め、2025年頃からは総人口の緩やかな減少と、65歳以上人口の急上昇が始まると考えられます。

2055年には、総人口が20万人を下回り、高齢化率(65歳以上)が40%を超え、ピークを迎えることとなります。

2060年になると、総人口は2015年の86%になり、高齢化率(65歳以上)は、微減をはじめますが、後期高齢化率(75歳以上)は上昇を続けます。

_

xxiii 2015年は2015年4月1日現在の住民基本台帳登録者数(日本人+外国人)

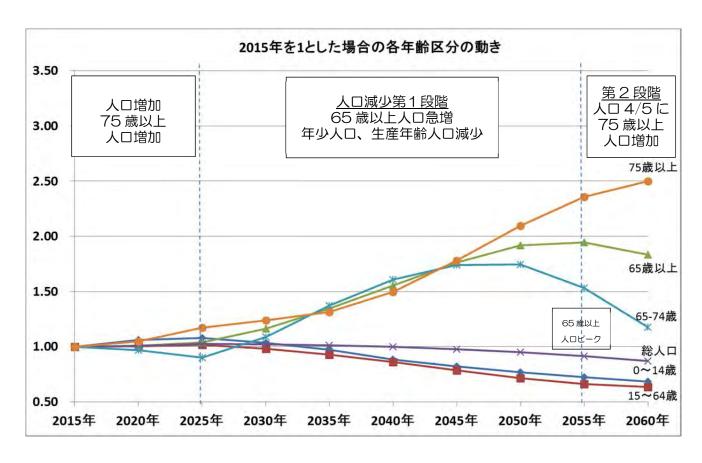
③ 人口の減少段階の推移

人口の減少段階には一般的に下記の3段階があるとされています。

大都市や中核市は、第一段階にあり、地方では既に第2段階、更には第3段階(本格的な人口減少時代)に差しか掛かっている地域もあるとされています。

段階	第1段階	第2段階	第3段階
老年人口(65 歳以上人口)	増加	維持・微減	減少
生産年齢・年少人口 (O~64 歳人口)		減少	

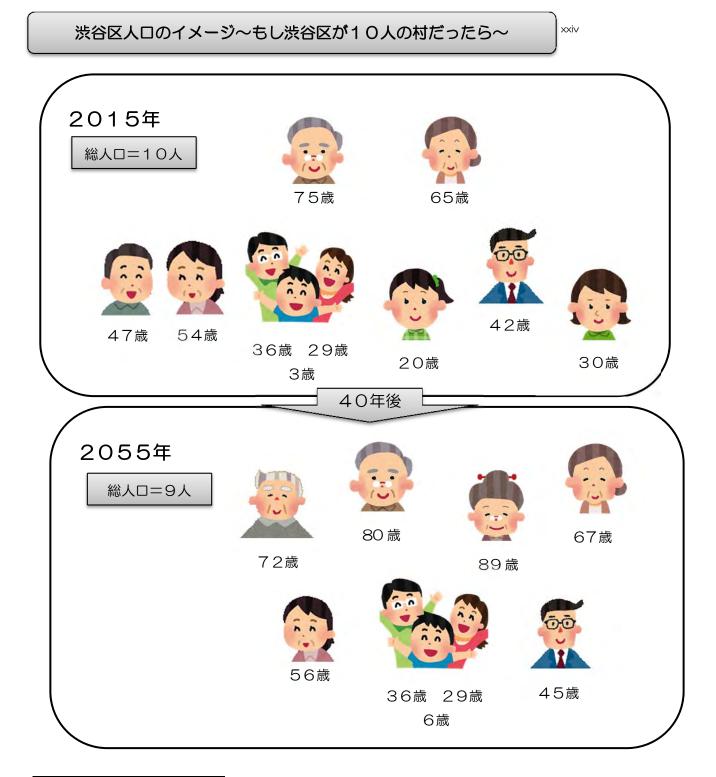
渋谷区将来人口推計を、この段階に従って分析すると下記の通りとなります。



3 人口減少と高齢化が渋谷区に与える人口イメージ

2において確認したとおり、渋谷区の人口は、長期的には減少し、超高齢化社会が到来することが推計されています。

そこで、65歳以上人口の高齢化率がピークを迎える 2055年の渋谷区の人口のイメージを下記に示します。



xxiv 各年齢階層の割合に基づき作成したイメージ図。性別や、婚姻率は考慮していない。

第2部 人口の将来展望

1 区が目指すべき将来人口の方向性

渋谷区の将来人口については、第1章で確認した通り、2060年には現在の86.7%に減少となるだけではなく、高齢化率は40%を超える非常に厳しい状況となります。

人口減少や高齢化が区に与える影響は、福祉需要の増大や、公共施設などのインフラのニーズの変化、区の施策を継続するための基礎となる住民税の減少等、大きなものがあります。 将来にわたり、区民の安全・安心な生活を支えていくためには、国全体の人口減少を背景としながらも、区として、一定の人口レベルを維持していく必要があります。

しかしながら、そのための施策が成果を出すのには、合計特殊出生率を上げることなど、 性質上一定の時間が必要となるため、区としても、できるだけ早く取り組んでいくことが必要です。

そのためには、区の人口についての将来の展望を区民と共有し、長期的戦略をたて、改善を加えながら、施策を展開していくことが重要です。

そこでまず、区の目指すべき将来の方向性(人口ビジョン)を下記のとおりとします。

	目指すべき方向性	(参考)国の長期ビジョン
総	●2060 年まで	2060年に1億人程度の人口を
人口	20万人程度の人口を維持	確保
出生	●2025 年までに	人口減少の歯止め
	合計特殊出生率 1.34を実現	(国民希望出生率 1.8)
	●2040年までに	
	国民希望出生率 1.8 を実現	
社会	●2025 年までは年500 人前後の社	東京一極集中の是正
移動	会移動増	
	●日本全体の人口減少により、他道府	
	県からの転入超過が見込めない状況と	
	なる 2030 年以降についても、転出入	
	均衡を実現	

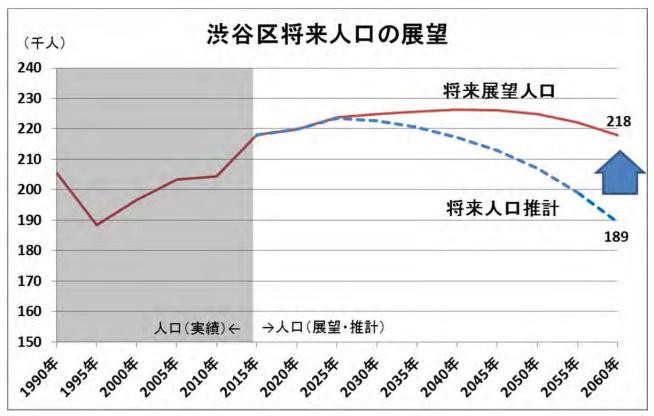
(参考)目指すべき方向性の実現可能性の検証

検証 〈出生〉

過去 10 年間で、渋谷区の合計特殊出生率は 0.32ポイント上昇した。 今後 10 年間で 0.32ポイント上昇すれば、2025 年までに 1.34が実現 実現すれば、平均して年2,000人前後の出生。

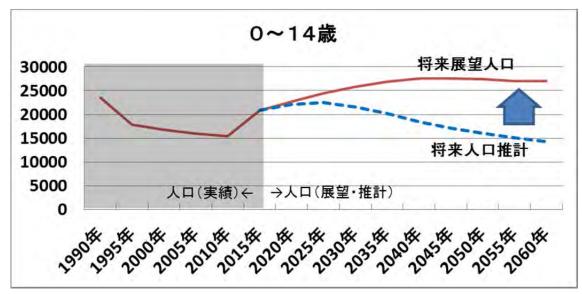
2 人口の将来展望

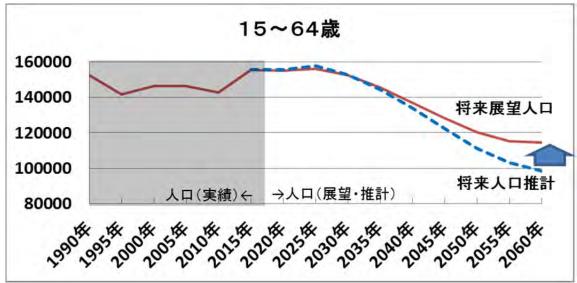
第2部の1で示した「区が目指すべき将来人口の方向性」を実現した場合、渋谷区の人口は下記の通りとなります。

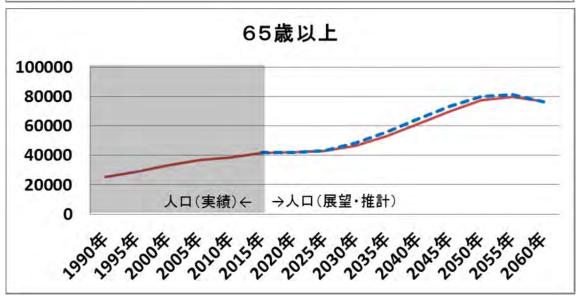


年	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
総人口(千人)	218	220	224	225	226	226	226	225	222	218
高齢化率(65歳以上)	19.1%	19.1%	19.2%	20.7%	23.6%	27.2%	31.0%	34.4%	35.9%	35.1%
高齢化率(75歳以上)	9.5%	9.9%	10.8%	11.0%	11.4%	12.7%	15.1%	18.1%	20.9%	23.1%
合計特殊出生率	1.02	1.18	1.34	1.50	1.66	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80

続いて、将来展望人口について、年齢階級別にグラフ化してみますと、今後人口減少 を緩和するために必要な施策が、どの年齢層に必要かが見えてきます。







3 まとめ

渋谷区の人口は、今後 10 年程は流入人口の超過により増加すると推計していますが、日本全体の人口が減少していく中で、将来的には人口減少が始まり、2060 年には、65 歳以上人口が 40%を超えると予想しています。

この人口減少と高齢化が与える影響は大きく、区民の安全で安心な暮らしを支える基盤を 揺るがす可能性があります。

渋谷区は、人口減少問題と高齢化社会から生じる諸問題に向き合い、高齢になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、また、若い世代の区民が結婚や出産の希望等を叶えることができるようにするため、今後も様々な施策を積極的に展開していかなければなりません。

渋谷区は、「まち」としての豊かな将来像を区民と共有し、区民の理解と協働に基づき、 その実現に向けて、計画的・戦略的に対応していくことが必要となります。

第3章「渋谷区版まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、そのための基本目標と 基本的方向、各種具体的施策を提示してまいります。

第3章 渋谷区版まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1部 基本目標とその実現のために

1 基本目標

(1) 国の基本目標

まち・ひと・しごと創生法第 10 条では、地方版総合戦略においては、国が策定する 長期ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県が策定するまち・ひと・ しごと創生総合戦略を勘案して、以下の事項を定めるものとされています。

- 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策 に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

本規定に沿って、基本目標と基本的方向を定めます。

また、国の総合戦略とともに、都の総合戦略が、平成27年10月に策定されている ため、都の総合戦略も勘案して、渋谷区版総合戦略を策定することとします。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少と地域経済縮小の克服とまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を基本的な考え方として、以下の4つの基本目標を 定めています。

〈基本目標①〉 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ◆若者雇用創出数(地方) 2020年までの5年間で30万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合 2020 年までにすべての世代と同水準
- ◆女性の就業率 2020 年までに 77%

〈基本目標②〉 地方への新しいひとの流れをつくる

- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)に東京圏から地方への転出
- 地方→東京圏転入 6万人減
- •東京圏→地方転出 4万人増

<基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合 40%以上
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%
- ◆結婚希望実績指標80%
- ◆夫婦子ども数予定(2.12) 実績指標 95%
- <基本目標④> 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と 地域を連携する
 - ◆立地適正化計画を作成する市町村数 150 市町村
 - ◆地方公共交通網形成計画の策定総数 100 件 ほか

(2) 都の基本目標

都の総合戦略では、真の地方創生の実現に向けた3つの視点を定め、以下の3つの 基本目標を定めています。

3つの視点 視点① 東京と地方の共存共栄

視点② 首都・国際都市としてさらに発展し、日本経済を活性化

視点③ 少子高齢・人口減少社会に対する東京の挑戦

基本目標1 世界をリードし、発展を続ける国際都市・東京

基本目標2 誰もが希望を持ち、健やかで生き生きと暮らせる都市・東京

基本目標3 安全・安心で、将来にわたって持続可能な都市・東京

(3) 渋谷区の基本目標

渋谷区としては、国・都の基本的考え方を踏まえて、「渋谷区人口ビジョン」と渋谷区の特性である「国際性」「手厚い子育て支援」「ダイバーシティへの取り組み」を活かし、以下の3つの基本目標を設定することとします。

基本目標1 にぎわいを創出する魅力あるまちづくりの推進 基本目標2 産みやすく、育てやすく、預けやすい まち 渋谷 基本目標3 ダイバーシティ&インクルージョンの推進

2 基本目標の実現のために

国の総合戦略において、地方版総合戦略を策定するに当たっては、基本目標を設定した 政策分野ごとに、その実現のために講ずべき施策に関する基本的方向を定めるとともに、 計画期間(5年間)のうちに実施する具体的施策を検討し、盛り込むことになっています。

また、具体的施策ごとにその達成度を検証するため、KPI(※1)を定める必要があるとされています。

さらに、それぞれ施策の進捗状況をKPIで検証し、改善する仕組みとして、PDCAサイクル(※2)を確立することが求められています。

渋谷区では、以上のように示されている方向性を踏まえ、施策ごとにKPIを設定し、PDCAサイクルを導入して成果を検証することにより、施策を実現していくこととします。

参考:国が示している「地方版総合戦略策定のための手引き」から抜粋

※1 KPI:重要業績評価指標

Key Performance Indicator の略称。

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

各政策分野の下に盛り込む具体的な施策については、それぞれに対して、客観的な 重要業績評価指標(KPI)を設定する必要があります。

この重要業績評価指標(KPI)は、原則として、当該施策のアウトカム(*)に関する指標を設定するものとします。

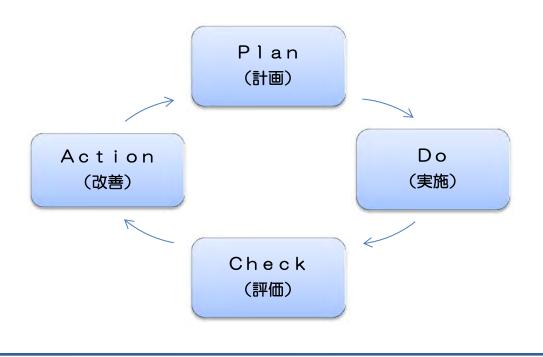
なお、アウトカムに関する指標が設定できない場合には、アウトプットに関する指標を設定することも差し支えありません。

* 行政活動そのものの結果(アウトプット)ではなく、その結果として住民にもたらされた 便益(アウトカム)に関する数値目標

※2 PDCA サイクル:

Plan-Do-Check-Action の略称。

Plan (計画)、Do (実施)、Check (評価)、Action (改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。Plan-Do として効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Checkとして地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。



第2部 基本的方向と具体的施策

基本目標1 にぎわいを創出する魅力あるまちづくりの推進

基本的方向

《都市としての機能を向上させ、魅力を生み出し続けることで、国際都市としてのさらなる発展を目指します。》

◆重点対策と◇具体的施策

◆ 渋谷駅周辺整備

◇ 渋谷駅周辺地域の基盤整備

渋谷駅周辺地域は、都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域」 (平成 17 年 12 月) に指定されています。

区は、同エリアで生活文化等の情報発信拠点を形成すること、並びに官民連携で広場・デッキ・通路などの都市基盤整備を行い、東西南北にわたる多層な動線と、アーバン・コアによる縦動線によって、有機的に連続する歩行者ネットワークを形成します。

また、地下車路ネットワークによって、開発により増加が見込まれる交通 負荷の軽減を図り、にぎわいと回遊のある安全・安心で歩いて楽しい都市空 間の形成を目指します。

同の形成を自由しよう。		- ·
内容	2 7 年度	3 1 年度
渋谷駅街区北側自由通路	事業中	工事
南口北側自由通路	事業中	工事
道玄坂一丁目駅前地区 (第一種市街地再開発事業)	事業中	工事
渋谷駅桜丘口地区 (第一種市街地再開発事業)	権利変換計画作成に 向けて協議中	権利変換・計画認可・工事
猿楽橋整備	調査中	調査・検討
旧大山街道整備	検討/調整	検討・調整

◇渋谷駅周辺地域の 基盤整備 KPI	区が力を入れている施策としての区民からの評価 「渋谷駅周辺地域の整備」(区民意識調査)		
	41.7%	66.0%	

◆ インバウンド対策

◇ オリンピック・パラリンピックを契機とした渋谷区の発展

2020年に向けて、渋谷区民をはじめ、国内外からの来訪者を含めたあらゆる人々の気運醸成を図るための事業を、ソフト・ハード両面において展開します。

すべての個人の多様性が尊重され、国際性豊かで、寛容性を有する渋谷区にふさわしい、 魅力あるまちへのさらなる発展を目指します。

事 業	27年度	3 1 年度
パラリンピアン支援 (練習会場等の提供)	ウィルチェアーラグビー バドミントン	拡充(卓球)・継続
障害者スポーツ大会観戦事業 (国際・全国大会観戦)		28年度実施・継続
スポーツセンターメインエントランス トイレのバリアフリー化 大体育室空調設置工事	ス(スロープ等)他改修工事	28年度改修・運営
パラリンピック普及啓発事業 (デモンストレーション等による競技	紹介)	28年度実施・継続
パラリンピック PR 紙芝居事業 (区オリジナルの紙芝居による競技紹	日介)	28年度実施・継続
気運醸成事業キックオフイベント (オリ・パラ選手の講演等)		28年度実施・拡充
おもてなし関係者スキルアップ事業 (ボランティア育成(接遇・英会話等))	28年度実施・拡充・継続
道路環境整備及び電線共同溝整備 (特別区道第 867 号路線)	調査設計・インフラ工事・施工	
自転車走行空間整備 (原宿外苑中前・千駄ヶ谷小前)		調査設計・工事

 ◇オリンピック・パラリンピックを 契機とした渋谷区の発展 KPI
 2020 年東京オリンピック・パラリンピックを 機会に期待することについての区民の評価 「国内外からの観光客の増加による活性化」(区民意識調査)

 23.0%
 60.0%

◇ コミュニティFMの活用による地域の連携・連帯の醸成

地域で新たに開局するコミュニティFMの放送局に対して、「広報番組等」の制作及び放送業務を委託し、新たな情報発信手段として活用していきます。 区の番組枠において、地域の行事や活動の紹介、或いは人にスポットを当てた「地域コミュニティ番組」を制作・放送することにより、地域の人材発掘はもとより、地元に対する郷土愛の醸成や、行政運営や地域活動への積極的な参加を促していきます。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催を視野に入れ、今後益々増えるであろう外国人観光客に向けた番組を制作し、区の魅力等の様々な有益情報を発信することで観光振興につなげていきます。

更に災害時においては行政からの情報発信手段としても有効活用していきます。

事業	2 7 年度	3 1 年度
広報番組等の制作及び放送事業		
(ラジオ版区ニュース、地域コミュ	_	28年度開始・継続
ニティ番組、外国人観光客番組など)		

◇ オウンドメディア戦略の策定

情報環境が生活者主導に移行している今日、行政運営に区民等のニーズを積極的に取り込み、スピーディーかつ適切に区政を進めていくためには、区が持っている情報のみならず、区民等が持っている情報も含めて、あらゆる情報を最大限に活用していくことが重要です。

そのためには、区民等と行政の双方向のコミュニケーション(情報伝達)が図られる様々なオウンドメディアを駆使したコミュニケーションチャネルの確立が急務です。

このことを踏まえて、情報伝達の基盤となるプラットホームを構築し、区民等とのインタラクション(相互作用)を通じて互いの理解が醸成される情報環境を順次整備していくため、オウンドメディア戦略を策定します。

事業	2 7 年度	3 1 年度
オウンドメディア戦略の策定	_	策定・継続

◇コミュニティFMの活用による	区政へ関心を持つ区民の	割合(区民意識調査)
地域の連携・連帯の醸成		
◇オウンドメディア戦略の策定	62.7%	70.0%
KPI		

◇ 歩行者天国などのにぎわい・交流事業の実施に向けた検討

平成14年度に終了した道玄坂・文化村通りの歩行者天国を復活させるなど、歩行者に優しい環境を実現するとともに、まちのにぎわい・交流を創出する取り組みを進めます。

± 444	0 = 6 =	0.4 5 5
事業	2 7 年度	3 1 年度
歩行者天国などの実施に向けた検討	歩行者天国・カウント	関係団体との協議・継続
少日名人国などの矢旭に同び た後的	ダウン等を考える会の開催 🗕	関係団体とり協議・極航

◇歩行者天国などのにぎわい・交流事	歩行者天国などのイベント実施		
業の実施に向けた検討 KPI	現在のところ年数回	回数増	

◆ 産業振興

◇ 商店会の振興

人々が集い楽しむ魅力ある商店街づくりのため、商店会等が行う様々なイベントや、景観・環境整備等に関する支援を行います。

1 商店街活動助成

事業	2 7 年度	3 1 年度
元気を出せ商店街事業	18商店会に助成	継続
商店会等イベント事業	延べ66団体に助成	継続
コミュニティ商店街事業	延べ3商店会に助成	継続
共同施設維持管理事業	延べ81団体に助成	継続

2 商店街景観・環境整備事業

事業	2 7 年度	3 1 年度
商店街防犯設備整備事業	17商店会に助成	継続
商店街街路灯LED化事業	3 2 商店会に助成	継続

◇商店会の振興 KPI	商店街の利用者の割合(利用頻度週 1	~2回以上)(区民意識調査)
◇問心云の派兵 NPI	68.4%	70.0%

◆ 創業支援

◇ 創業支援制度・融資の充実

産業競争力強化法における創業支援計画の認定を受けたことにより、民間の創業支援事業者との連携を強化し、切れ目のない創業支援事業を行います。 商店会や中小企業の発展、起業者の支援のために充実した様々な融資制度 を実施します。

事 業 名	2 7 年度	3 1 年度
シブヤビジネス コンサルティング	渋谷区創業アドバイザーによる 経営指導・助言実施	継続
創業支援交流会	区内の創業者による講演会及び 参加者同士の交流会を実施	継続
ファッション ・デザイン産業支援	文化ファッションインキュベー ション(※)にて実施	継続

(※) 渋谷区文化総合センター・大和田から渋谷発のファッション文化を世界に発信している。

◇創業支援制度・融資	創業支援対象者数	
の充実 KPI	2 1 2人	308人

基本目標2 産みやすく、育てやすく、預けやすい まち 渋谷

基本的方向

《合計特殊出生率を継続して上げていくために、子育ての過程を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備します。》

◆重点対策と◇具体的施策

◆ 保育施設の整備

◇ 保育施設の整備

子どもたちの健やかな成長と発達を育むために、区が策定した「渋谷区幼児 教育プログラム」を実践する認可保育園や認定こども園を整備します。

また、待機児解消のため、新たな保育施設の開設や区立保育園の建替え等により定員の拡大を図ります。さらに、区の既存施設や民間施設を活用した保育施設の整備や小規模保育事業を導入するなど、今後も様々な手法を活用し、安全で安心な保育環境を整備し、良質な保育・教育を行います。

内容		2 7 年度	3 1 年度
	認可保育園	29 園	拡充
新	認定こども園	6 園	継続
設	認可保育園 (民間施設活用)	-	拡充
	小規模保育事業	_	拡充
	区立保育室	8 室	拡充・継続
認可外保育室 待機児枠		2 園	継続

◇保育施設の整備 KPI	保育提	供量
◇休月心故の登開 NPI	4,095人	4,919人

◆ 切れ目のない子育て支援の構築

◇多様な子育てサービスの充実

子育て中の保護者の就労形態や就労時間が多様化する中で、様々な保育ニーズに柔軟に対応した保育サービスの充実を図ります。

平成28年度からは、子ども・子育て支援新制度の地域型保育事業として、 障害、疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる場合に利用できる居宅訪問型保育事業を開始するなど、きめ細かな保育サービス を行っていきます。

また、重度の障害児(者)については、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間の医療的ケア等を代替し、当該家族の休養(レスパイト)を図ることにより、健康の保持と家族の福祉の向上につなげていきます。

	内 容		27年度	3 1 年度
居	宅訪問型保育	育事業 ※1	_ 28	年度新設・継続
	定心身障害児(宅レスパイト事業		- 28	年度新設・継続
延長	1 時間		全園(保育園 27 園 · 区立幼保一元化 施設 2 園 · 区立保育室 8 園)	継続
保	2 時間		保育園等 7 園	拡充
育	3 時間		保育園 1 園	継続
	一時保育	% 3	保育園等 11 園	拡充
	緊急一時保育	※ 4	区立保育園全園	継続
	休日保育	※ 5	保育園 1園	継続
	年末保育	% 6	区立保育園 2園(輪番) 認定こども園 2園(輪番)	継続
病	後児保育(施設	型)※7	私立保育園 1園	継続
体	調不良児保育	% 8	区立保育園 全園	継続
	規・病後児保育利 成制度(派遣型)	飛絵 ※9	26 年度利用件数 234 件	継続
[2	区立幼稚園での預か	り保育 ※10	2 園	継続

◇多様な子育て	渋谷区の子育ての環境や支援への満足度	
サービスの充実	(渋谷区子ども・子育て支援事業計画策定に	系るニーズ調査)
KPI	55.3%	63.3%

- ※1 保育を必要とする0~2歳児で、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著し く困難であると認められる児童を対象。
- ※2 愛の手帳1度・2度程度かつ身体手帳1級・2級程度の医療的ケアを必要とする、 65歳未満の在宅の障害者を介護する家族等を対象。
- ※3 保護者のリフレッシュを目的とした、理由を問わない預かり。
- ※4 緊急かつ一時的に保育に欠けている(保護者の死亡、行方不明、入院等)満1歳以上の児童を区立保育園で保育する制度。
- ※5 区内の認可保育園、認定こども園、区立保育室に在籍の児童を対象。
- ※6 区内の認可保育園、認定こども園、区立幼保一元化施設、区立保育室に在籍の児童を対象。
- ※7 在籍児童が病気の回復期に集団保育が困難な期間の保育。区内の認可保育園、認証保育所、保育室に在籍の児童を対象。
- ※8 登園後、発熱等で体調不良となった子どもを保護者が迎えに来るまで別保育を行う。
- ※9 ベビーシッターやNPO法人等が行う派遣型の病児病後児保育サービスを利用 した場合に、利用料金の一部を助成する制度。
- ※10 預かり保育は、幼稚園教育時間の前後の時間である、午前7時30分~午前9時と午後2時~午後5時に実施し、給食を提供している。

◇ 子育てを楽しめる環境づくり

子どもと親子を対象とした、ものづくりや絵画等の子どもの感性を高める創造的な事業(こども・親子いきいき支援事業)を実施するとともに、親子が自由に遊べる子育て広場を拡充し、子育て中の不安の解消や仲間づくりの促進等、身近な地域における子育てを支援します。

また、平成28年度は、スポーツ等を通して、身体面だけではなく、精神的な力(継続する力や考える力など)を育み、子どもの可能性をのばしていくことを目的とした子ども・子育て支援施設を開設します。

内 容	2 7 年度	3 1 年度
子ども・子育て 支援施設の 設置・運営	計画	28年度工事開設・継続
こども・親子 いきいき支援事業	渋谷区こども・親子支援 センター「かぞくのアトリエ」	継続
子育て広場事業 (15ヶ所)	・子育て支援センター6 ・私立保育園 1 ・認定こども園 5 ・ひがし健康プラザ ・西原スポーツセンター ・中央図書館	拡充・継続

◇子育てを楽しめる	地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数・実施箇所数	
環境づくり KPI	平成26年度実績数	16箇所 222,886人
深売 フマケーバー・	13箇所 143,569人	10间/ 222, 880人

◇ 児童青少年センター複合施設の整備

旧児童福祉センター、本町第二保育園、本町敬老館を新たな複合施設として建て替え、平成28年4月に開設します。

これを機に、児童福祉センターから児童青少年センターへと施設名を変更 し、幅広い世代の子ども達の利用を期待しています。

当センターには、工作室やクライミングウォール、音楽スタジオ・ダンススタジオ等を設置し、遊びや運動のほか、知的創造の育成、文化・芸術活動の場として整備します。

複合施設内には、認定こども園のほか、ジュニアからシニアまで地域の誰もが集い憩える場として、地域交流センターを整備します。

内 容	2 7 年度	3 1 年度
児童青少年センター (愛称:フレンズ本町)	工事中	28年度開設・運営
(2) 17777		

◇児童青少年センター	児童青少年センター利用人数目標値	
複合施設の整備 KPI	_	62,000人以上

◇ 産前産後の心身健康サポート

安心して子育てができるように、妊娠期間中から産後まで、母子の心身の健康及び子どもの健やかな成長をサポートします。

妊婦健康診査 一般健診 14回、超音波健診1回の助成を行います。 妊 娠 (里帰り等の対象者含む) 中 **妊婦歯科健康診査** 妊娠期間中1回、無料で受診できます。 出 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業 産 区内在住の生後4ヶ月までの乳児を持つ全家庭に専門職(助産師、看護師又は 「にこにこ 保健師が訪問します。 ママ」 育児支援 ヘルパー派遣 ひよこママの時間 母乳相談 <mark>子育てに不安</mark>を持ち、孤立し 産後 4 ヶ月までの産婦 赤ちゃん・ 妊婦及び1歳未満 ている産後間もない母親に、 対象に、月 4 回開催。 子ども ショート の乳児を養育する グループ交流の機会を提供 助産師が乳房管理・母 保護者で日中介助 ステイ し、不安の軽減を図ります。 乳相談に応じます。 者がいない人にへ 乳房ケア利用券 ルパーを派遣しま マサ゛ース゛サホ゜ートク゛ルーフ゜(MSG) 産後 4 ヶ月までに 1 回 す。 育児困難感を抱える乳幼児の 利用できる利用券を配 母親を対象に、臨床心理士に 付。助産師が自宅で、 よるグループミーティングを 乳房ケア指導を行いま 行い、精神的なケアを図りま す。 す。 乳幼児健康診査 乳幼児の発育、発達の状況の観察と育児相談などを行っています。

2 7 年度	3 1 年度
上記の内容で実施	継続

◇産前産後の心身健康サポート	産前産後の心身健康サポート(相談窓口)の理解度	
KPI	(妊娠前の区民についての制度理解率)	
KPI	_	80%

◆ 子どもの貧困対策

◇ 子どもの学習支援

子どもの将来が、その生まれ育った家庭の事情等に左右され貧困の世代間連鎖が生じることがないよう、学習支援員を配置し、関係団体、関係部局が連携し、生活困窮世帯の生活支援・学習支援を実施していきます。

子どもの安心安全な環境づくりのため、保護者を含めた総合的な支援を行う。

●生活困窮世帯の子どもの実態把握及び社会資源の情報収集・蓄積、提供

生活困窮世帯の子どものいる世帯に対し、家庭内での学習環境、保護者の養育状況の実態を把握する。また、子どもの小中学校での生活状況、高校進学後の状況を把握し、継続して学習できる環境を支援する。さらに、子どもを養育するうえで必要な社会資源の情報収集や提供を行い、関係部局との連携、生活保護自立支援プログラムの活用によるコーディネートを実施する。

●学習支援

学校生活の相談や進学の相談を行うほか、中学校在学生に対し塾代を助成する自立支援プログラムを提案する。

●生活支援

地区担当者が支援を必要とする世帯の援助方針に基づき、家庭訪問、子ども、保護者との面接 相談を行い、生活課題を把握。必要な場合、健康管理支援員やメンタルケア支援員と連携し適正 な医療につなげる。

事 業	2 7 年度	3 1 年度
生活困窮世帯の		0.0 年度事業期 44、99.4年
子ども学習支援事業	_	28年度事業開始・継続

◇子どもの学習支援 KPI	事業対象者	
	_	130人

◇ 子どもの生活向上のための居場所づくり

日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内での教育等が十分行き届きにくい子どもに対して、NPO等地域の協力を得て、学習支援や食事の提供等を行う居場所をつくることで、生活の向上を図ります。

事業	2 7 年度	3 1 年度
子どもの居場所づくりの検討	_	29年度開始・継続

◇子どもの生活向上のための	居場所の数	
居場所づくり KPI	— 10か所	

基本目標3 ダイバーシティ&インクルージョンの推進

基本的方向性

《国籍・年齢・性別・障害等で区別することなく、多様な人々が活躍できる環境を整備し、 互いを理解し受け入れるための意識改革の実現に資する施策を推進することで、まちの 活性化を図ります。》

◆重点対策と◇具体的施策

◆ ダイバーシティとインクルージョンの啓発による意識改革の実現

◇地域における支え合い・こころのバリアフリー

障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会を形成するには、区民一人ひとりが障害に対する理解を深めることが必要です。このため、区内の就労支援事業所の新製品の開発・販売を促進することにより、障害者の社会的な認知度を高めていきます。さらに、国内外の福祉の最新デザインを紹介する民間の啓発イベント等を助成することにより、障害のある人が、健常者とともに様々な活動に参加することのできる共生社会の実現を目指します。

また、障害者への差別解消を推進するため、関係機関等により構成される協議会を開催することや、NPO・ボランティアとの連携を深め、地域社会でお互いに助け合うことができる「こころのバリアフリー」を実現します。

内 容	2 7 年度	3 1 年度	
障害者就労支援事業所の製品 開発・販売促進		プロダクトデザイナー派遣・継続	
啓発イベントの助成	「超福祉展」の共催	拡充・継続	
障害者差別解消の推進	検討		
NPO、ボランティア団体等 との連携の推進	活動助成調査研究	拡充・継続	

◇ 男女平等・多様性社会の推進事業

性別等にとらわれずに、多様な個人が尊重され、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、社会的責任を分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指します。 今後、「男女平等・多様性社会推進行動計画」を策定し、これに基づき、区民等への周知啓発や相談支援などを、総合的かつ計画的に推進していきます。

事業	平成27年度	平成31年度	
	・男女平等・多様性社会推進		
	行動計画の策定		
男女平等・多様性社会	・人権、セクハラ、DV等の 📉	継続	
推進事業	相談支援	州企水儿	
	・性的少数者のための相談支援		
	・パートナーシップ証明書の交付		

◇ 障害者スポーツ振興(再掲)

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機に、より多くの障害者がスポーツを楽しめる環境を拡充するとともに、障害者スポーツのトップ選手への支援や「見るスポーツ」を推進し、障害者への理解と新たな価値観を創造します。

事業27年度		3 1 年度	
パラリンピアン支援 ウィルチェアーラグビー (練習会場等の提供) バドミントン		拡充(卓球)・継続	
障害者スポーツ大会観戦事業 (国際・全国大会観戦)		28年度実施・継続	
パラリンピック普及啓発事業 (デモンストレーション等による競技紹介)		28年度実施・継続	
パラリンピック PR 紙芝居事業 (区オリジナルの紙芝居による競技紹介)		28年度実施・継続	

◇心のバリアフリーの実現	「渋谷区が、性別、人種、年齢や障害の有無などで差別されること		
◇男女平等・多様性社会の推進	なく暮らせるまちであるか」についての評価(区民意識調査)		
◇障害者スポーツ振興	6.6 5.04	7.5 0.04	
KPI	66.5%	75.0 %	

◆ 障害者への支援の推進

◇ 障害者等の地域生活支援策の充実

在宅で障害のある人が、地域社会で安心して暮らしていくためには、適切な日常生活支援のサービスが必要です。

障害者(児)が社会参加を果たすため、ガイドヘルパーの支援を受けて外出する移動支援事業を充実することにより、健常者と交じり合って暮らす共生社会の実現を図ります。

重度の障害児(者)については、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間の医療的ケア等を代替し、当該家族の休養(レスパイト)を図ることにより、健康の保持と家族の福祉の向上につなげていきます。

また、障害者等にやさしいまちづくりを推進するため、鉄道駅にエレベーターを設置する鉄道事業者に対し、区補助要綱に基づき事業費の一部助成を行い、駅のバリアフリー化を進めています。

内 容	2 7 年度	3 1 年度	
移動支援事業の充実	主に 余暇支援	8年度通学支援事業の拡充・継続	
重症心身障害児(者) 在宅レスパイト事業	_	28年度新設・継続	
【再掲 P. 46】 鉄道駅エレベーター等 整備費助成	笹塚駅、幡ヶ谷駅、 参宮橋駅完了	28年度初台駅完了	
居宅訪問型保育事業 【再掲 P. 46】 ※障害児向け	_	28年度新設・継続	

人阵中老体不少战士工	地域の暮らしやすさについての満足度		
◇障害者等の地域生活	「障害者のための福祉施設や	「障害者のための福祉施設や支援施策」(区民意識調査)	
支援策の充実 KPI	11.2%	15.0%	

◆ 多様な世代の社会参加の推進

◇ 離職者対策事業~しぶやビッテ~

就労相談や適性検査、セミナーの開催等、その人の経験や能力を活かすきめ細やかな就労支援を無料で行います。

年度	就業支援事業	相談件数	就業決定者数
2 6 年度	カウンセリング・就職相談	766人	142人
	就労支援セミナー	209人	
	就職相談・面接会	171人	
	求人検索	299人	

2 7 年度	3 1 年度
上記の内容で実施	継続

◇離職者対策事業	就業率(就職決定者数/相談延人数)	
~しぶやビッテ~ KPI	平成26年度 18.5%	20.0%

◇ 社会活動への参加促進

高齢者を対象とした傾聴ボランティア講座、福祉体験講座、ボランティアアドバイザー講座、ボランティアオリエンテーション等の各講座を実施し、地域ボランティア人材育成、アクティブシニアの社会参加、地域貢献活動への参加拡大を図ります。

事業	2 7 年度	3 1 年度
ボランティア養成	講座開催回数8回	
・活動支援事業	延参加者数 263 人	継続
	(26 年度)	

◇社会活動への参加促進	ボランティア登録人数	
KPI	平成26年度 332人	430人

◆ グローバル社会にはばたく子どもの育成

◇ 子どもの国際交流の推進

未来を担う児童・生徒を海外に派遣し、スポーツ・交流授業等を通して相互理解を深め、国際的視野を広め、世界で活躍する子どもを育成します。これまで実績を積み重ねてきた「日中友好青少年派遣研修」、「フィンランド共和国児童・生徒派遣研修」や「ドイツ連邦共和国青少年スポーツ交流派遣研修」に加え、平成28年度からは、中学2年生を対象にキャリア教育として実施している「地域で育つ中学校職場体験学習」事業のフォローアップの一環として「シリコンバレー青少年派遣研修」を実施します。

事 業	2 7 年度	3 1 年度
児童・生徒派遣事業	区立小・中学生を海外派遣	拡充・継続

◇子どもの国際交流の推進	派遣人数	
KPI	4 1人	4年間延べ199人